

施設概要

施設 の 名 称	シタカタ保育所
設 置 者	社会福祉法人 福祉楽団 (〒261-7112 千葉県美浜区中瀬二丁目 6 番地 1)
代 表 者	理事長 飯田 大輔
管 理 者	安部 明子
施設 の 所 在 地	〒286-0005 千葉県成田市下方 686 番 1
開 設 年 月 日	2017 年 5 月 1 日
通常開所時間	7:00~18:00
事業 の 種 類	名称 シタカタ保育所
	時業種別 企業主導型保育事業
	定員 15 名 (自社枠: 10 名 地域枠: 5 名)
苦情解決責任者	安部 明子 (管理者)
苦情受付担当者	濱屋敷 勉
防 火 管 理 者	安部 明子 (管理者)
協 力 病 院 院	吉原医院 (小児科) 保育乳幼児の健康診断 (年 2 回)・健康管理に係る相談 千葉県成田市宗吾 2 丁目 275
	はくじかい歯科医療クリニック (歯科) 歯科検診 (年 1 回)・健康管理に係る相談 千葉県成田市ウイング土屋 260
建 物 構 造	鉄骨 1 階建
面 積	建物 74.76 m ² 屋外遊戯場 120 m ²
防災・防犯設備	自動火災報知設備・火災通報設備・警備会社非常通報設備 機械警備システム・消火器
職 員 配 置 数	保育士もしくは子育て支援員 2 名以上 (うち保育士 1/2 以上)
業務停止命令 及び施設閉鎖命令 の 有 無	なし

提供する保育の内容

保 育 理 念	子どもはたくさんの可能性を秘めています。その可能性に向かって、自分で考え、判断し、行動する力を発揮できるよう、優しく、時には厳しく、何より笑顔がたくさん見られる楽しい環境づくりを目指します。
利 用 対 象 者	原則として小学校就学の始期に達するまでの子 (6 歳に達する日の属する年度の 3 月 31 日までをいう。)
保 育 所 利 用 料	保育所利用料は、保育乳幼児 1 人につき別紙のとおりとなります。

保険加入状況

保険の種類	賠償責任保険
契約法人	損害保険ジャパン日本興亜株式会社
保険事故(内容)	施設所有者管理者、生産物
保険金額	身体(1名)1億円(1事故)5億円
保険の種類	災害共済給付
契約法人	独立行政法人日本スポーツ振興センター
保険事故(内容)	入所時の災害(負傷、疾病、障害又は死亡)が発生した時に、災害共済給付(医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の給付)を行う、国・施設の設置者・保護者の三者の負担による互助共済制度
保険金額	死亡見舞金 最大3,000万円 / 障害見舞金 最大4,000万円
共済掛金	乳幼児1人につき350円(1年間) → 保護者負担210円 / 施設負担140円 ※給付制度で定められた負担割合となります。

緊急時における対応について

緊急時においては、法人の規程に従い、関係機関と連携しながら対応にあたります。

関係機関の連絡先については、重要事項説明書をご覧ください。

緊急時には、児童票の第一緊急連絡先へ連絡し、つながらない場合は第二連絡先へ連絡します。

非常災害時の対応について

非常災害時においては、法人の規程に従い、関係機関と連携しながら対応にあたります。

関係機関の連絡先については、重要事項説明書をご覧ください。

緊急時には、児童票の第一緊急連絡先へ連絡し、つながらない場合は第二連絡先へ連絡します。

避難訓練 毎月実施。9月・3月は消防隊の派遣を要請し、総合消防訓練を実施。

避難場所 一次避難先：杜の家なりた 二次避難先：県立公津小学校

避難方法 避難の際は、災害箇所を避け、被害の恐れがない経路を選択し避難します。

虐待の防止に関して

福祉楽団では入職時および年2回以上、虐待防止に向けた法人内研修を実施しています。

また、虐待防止のマニュアルに従い、虐待を防止するとともに、万が一虐待を発見した際には、速やかに行動し、児童の生命を守るよう努めます。

利用料金

(従業員枠)

利用時間	5 時間まで
利用料 (日額)	800 円

以降 1 時間を超えるごとに 100 円加算となります。

昼食が不要の場合は、上記利用料から 300 円を差し引きます。

従業員枠の保育利用料は、職員 1 人につき、1 日に保育乳幼児 3 人以上が利用するときは、3 人目以降の保育所利用料は無料となります。

(従業員枠 幼児教育・保育無償対象の場合)

従業員枠の利用乳幼児が、幼児教育・保育の無償化の対象となる場合の保育利用料は、次のとおりとなります。

年齢	0～2 歳	3～5 歳
利用料 (月額)	無料	無料
副食費 (月額)	無料	徴収

(地域枠)

地域枠の保育利用料は、利用乳幼児 1 人につき次のとおりとなります。

年齢	3 歳未満児	3 歳以上児	4 歳児以上
利用料 (月額)	37,000 円	26,500 円	23,100 円
副食費 (月額)	—	4,500 円	4,500 円

地域枠の利用乳幼児が、幼児教育・保育の無償化の対象となる場合は、上記利用料は無料となります。

日額の費用は、月額を 20 日で割った金額となります。

日額の料金が該当となるのは、1 か月の利用日数が 10 日未満の場合となります。

利用料金の支払いについて

利用料の支払いを求める場合には、あらかじめ保護者に対し、費用に関し説明を行い、保護者から同意を得るものとします。

保育利用料は月末で締め、利用乳幼児の保護者から受領するものとします。

従業員枠の保護者は翌月に支払われる給与より控除して徴収します。